

令和2年度 第10回 政策調整会議 会議録①

-
- ◆開催日時:令和2年10月27日(火) 11:00~11:45
 - ◆開催場所:第2委員会室
 - ◆出席委員:堤副市長、大下教育長、残総合政策部長、寒川総務部長、坂井財務部長、春木市民環境部長
-

◆審議事項

・岸和田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について……………環境保全課⇒承認

◆審議概要

『岸和田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について』

〈説 明 者〉実森環境保全課長、坂本環境政策担当主幹

◎付議依頼書に基づき説明

◎説明後、質疑応答

〈堤副市長〉10月26日の菅総理大臣の所信表明において、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現をめざすことを明言した。年内に行動計画を出すとのことなので、整合性をとる必要があるのではないかと。また、温室効果ガス排出削減に向けた緩和策や気候変動に対する適応策について、建築物における断熱材の活用やエコカーの推進等の市役所内での導入はどうなっているのか。公用車の管理は総務部か。

〈総務部長〉一定数は総務管財課で管理している。ただし、ガソリンの普通乗用車である。また、原課でも個々に管理しているものがある。

〈堤副市長〉市民への啓発だけでなく、市役所での取り組みも必要になってくるだろうが、その内容があまり書かれていない。国は食品ロスへの対応も推進しており、学校給食等にも関わってくるところだがあまり触れられていない。国の動きに合わせていく必要がある。資料については、概要等グラフが小さく見づらい部分があるので、市民が見やすいように作成すること。

〈環境保全課長〉現行の国の計画は、平成28年にパリ協定が発効したことから平成28年5月に策定された「地球温暖化対策計画」であり、その中では2030年に26%、2050年に80%の温室効果ガスの減少を目標としている。所信表明の内容に沿って国が現行の計画を改定するのであれば、本市の計画もそれに基づいて改定する必要が出てくるが、現時点では現行の計画を基にすることになる。平成17年に京都議定書が発効したときに、国は「京都議定書目標達成計画」を策定し、それに基づいて都道府県及び特例市以上の市は計画を策定するよう法改定がなされた。それに伴い、グリーンニューディール基金という国の施策の中で、平成21~23年に、当時特例市であった岸和田市には約5,800万円、中核市には約8,000万円、大阪府には約11億円、3か年で使うよう交付金が交付された。これと同様

のことが今回もあった場合、その交付の対象となるのが、実行計画に即した事業とされているので、今回まずは現行の計画に即した改定を行い、今後国が目標等を修正するようであれば、それに準じて本市の計画も変更していく予定である。市役所の取組については、今回の計画は「区域施策編」となっており、市域全体、主に民間活動のための計画である。別途、「事務事業編」として、事業体としての市役所の率先行動を策定するよう法に規定されている。本市においては、平成 15 年に事務事業編率先行動を策定し、平成 19 年に改正しているが、現在計画期間は終了している。資料が見つらいというご指摘については、見やすく再編する。

〈教 育 長〉今後のスケジュールはどうなっているのか。また、この素案は答申案でもあるが、この政策調整会議での意見を踏まえて変更することはできるのか。

〈環境保全課長〉審議会からの答申は素案としていただいております。政策調整会議にかけ市の案とする際に、軽微な修正等についての可能性があること、根本的な変更が生じた場合には再度審議会に諮ることになることは予め承いただいております。スケジュールは、政策決定会議で承認されれば、12 月にパブリックコメントを行い、その意見を踏まえて年度内に策定したいと考えています。

〈教 育 長〉2030 年度に向けた温室効果ガスの削減について、「エネルギーミックスによる電力排出係数の低減」とあるが、「CO₂ 排出係数」でなくてよいか。

〈環境保全課長〉電力の CO₂ 排出係数である。

〈教 育 長〉素案に関西電力における CO₂ 排出係数のグラフが掲載されている。このグラフは、CO₂ の排出量と原子力発電稼働率の負の相関関係が明確に表れており、関西電力が主に原子力発電の必要性を伝える際に使われるものである。このグラフを掲載する意図は何か。

〈環境保全課長〉国の計画のブレイクダウンとして、大阪府の計画があり、さらにそのブレイクダウンとして本市の計画がある。大阪府が関西電力のデータを使用しているためそれに則っている。

〈教 育 長〉将来のまちの姿①で、市内での生産・消費をめざす部分で、祭が育んだ地域のつながりが地域での消費活動を生んでいるとしたうえで、「一方で、現在、祭り離れも起きており、地域内経済循環の縮小化にもつながっている」との記載がある。人口減少・少子化により若い曳き手が不足している事実はあるが、「祭り離れ」という表現は適切か。

〈堤 副 市 長〉本市の動向にも祭に係る記載があるが、コミュニティの希薄化が進む一方、防災への対応における地域コミュニティの重要性が高まっているというストーリーの中で、少し強引にも感じられる。

〈環境保全課長〉文言を検討する。

〈教 育 長〉将来のまちの姿④において、他地域や多様な主体の連携について触れ、和歌山県の再生可能エネルギーの比率の記載があるが、和歌山県と本市がこういった形で再生可能エネルギーに関して連携し、取組みをするのか読み取れない。

〈環境保全課長〉エネルギー政策は一自治体では困難であるが、森林資源が豊富にある和歌山県において、初の本質バイオマス発電施設が設置された。安定供給の面等から見て、再生可能エネルギーのポテンシャルは大きい。今は和歌山県が中心となり、県内の市町村で木質エネルギー利用を促進しようとしている。そこから県域を越えての連携を想定している。

〈堤 副 市 長〉木質バイオマスのお話であることがこの書き方では読み取れないため、もう少し詳しく、わかりやすく書くように。

〈教 育 長〉素案 4 章の「温室効果ガス排出削減に向けた取組及び施策(緩和策)」の図表において、各

施策に対し“産業”や“家庭”といった関連する分野が記載されているが、「吸収源対策の推進」にはどの分野も記載されていない。記載漏れがないか再度確認を。同様に、詳細の取組及び施策において、行政・市民・事業者それぞれの関わりを表した表があるが、例えば、「コージェネレーション等の高効率システムの導入促進」では、市民も家庭の電力においてガスによる電力創出やオール電化で対応しているので、該当するのではないか。こちらについても漏れがないよう再確認するように。

〈総合政策部長〉概要版裏面の緩和策における市民の行動の一例で、「家電製品を省エネトップランナーのものに買い替える」とあるが、一番良いものを買わなければならないような印象を与えてしまうので、「省エネタイプ」等の書き方で良いのではという印象を受けた。

〈教 育 長〉将来のまちの姿③の「過去に過信せず、いざという時にも助け合えるよう、備え、気候変動への適応を進めます」という記載について、「いざという時に助け合えるよう」という文言の必要性は、過去の経験を過信しないことに重きを置くか、共助に重きを置くかで変わってくる。

〈環境保全課長〉整理する。京都議定書までは、温室効果ガス排出削減に向けた緩和策が中心であったが、パリ協定から、気候変動に対する適応策も併せて行っていく必要があるとされた。自然災害に対する防災の観点や強靱化計画等既存の計画も温暖化対策として位置づけられたというのが今の流れである。

〈教 育 長〉「事務事業編」の策定については、今後国で補助制度や財源措置が講じられた場合に策定するのか。

〈環境保全課長〉策定義務はあるが、策定期限は未定。

〈教 育 長〉財源の問題はあったとしても、策定義務があるものであれば、スケジュール感を持っておく必要がある。

〈総合政策部長〉本案件について、今回出た意見について整理できる部分については整理したうえで、政策決定会議に諮ることとしてよいか。

【異議なし】

⇒本件、原案を一部修正のうえ承認し、政策決定会議に付議する。

令和 2 年 10 月 16 日

政策調整会議付議依頼書

依頼者名 市民環境部長

下記事項について、効果的かつ効率的な市政運営実施のための会議の設置に関する規程第 14 条の規定に基づき、下記のとおり付議を依頼します。

記

付議事項名	岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について
付議の目的	本市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定素案について諮ります。
説明者	環境保全課長 実森
	環境政策担当主幹 坂本
付議事項の概要	様式別紙に記載

別紙

付議会議	令和2年度 第10回会議
付議事項	岸和田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について

★取組の目的

対象	市域から排出される二酸化炭素排出量
どのような状態を目指す	改定計画では、本市より排出される二酸化炭素排出量を、2030年度に2013年度比-30%以上削減を目指す。

★総合計画上の位置付け

107030201	基本目標	I-7 豊かな自然を未来につなぐ
↑ここにコードを入力 (コードは「総計体系」を参照)	達成された姿	(3)地球環境への負荷が減っている
	目指す成果	②地球環境に配慮して行動している
	行政の役割	ア 地球温暖化対策を推進する

★現状と課題

改定計画は、国の地球温暖化対策計画と整合を図った2030年までの緩和策と、気候変動適応法に基づく、地域気候変動適応計画を包含した計画となる。

緩和策においては、近年、二酸化炭素排出量は、基準年より微増となっているが、都道府県別エネルギー消費統計確定値の公表が遅れていること、また、エネルギー事業者は使用量の公表をしていないため、積み上げによる算出ができないことが課題である。しかし、いづれ積算方法は固まるであろうから、引き続き温暖化対策の推進は行っていく。

適応策については、庁内で認識するところから始め、迫りくる温暖化の影響に対して、市民の生命、暮らしと財産を守るための施策を予算化していく必要がある。

(単位:千円)

実施中の取組及び予定する事項	決算(見込額)		予算額	見込額				
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
地球温暖化対策設備導入補助金	4,850	4,800	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
財源内訳	国費							
	府費							
	起債							
	一般財源							
	その他	5,000	4,800	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
事業費	計			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
			25,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

★当該事項に関連する人員増の必要性*

人員増の必要性		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
有	無					

★取組の効果を表す指標

指標名	単位	基準年			目標値				
		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度				2030年度
① 市民1人当たりの年間温室効果ガス排出量	t-CO2	6.4	6.6	6.6	6.9				4.9
②									

※事業費及び人員を確約するものではない。